

12

◆輯二十第

特254

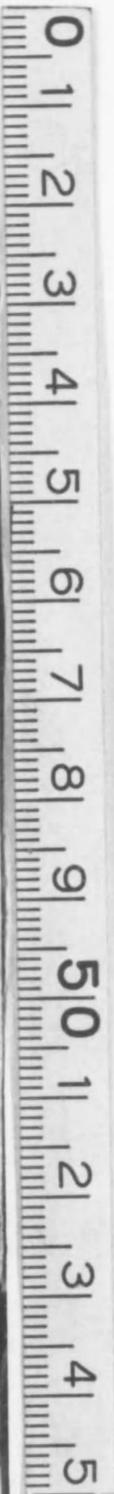
435

昭和十三年二月

漁業共同施設の話

社団法人 全国漁業組合協会

・東京市赤坂區溜池町一番地



始



特254
435

「漁業共同施設の話」目次

はしがき..... 一

一、漁村には何故に共同施設を必要とするか..... 三

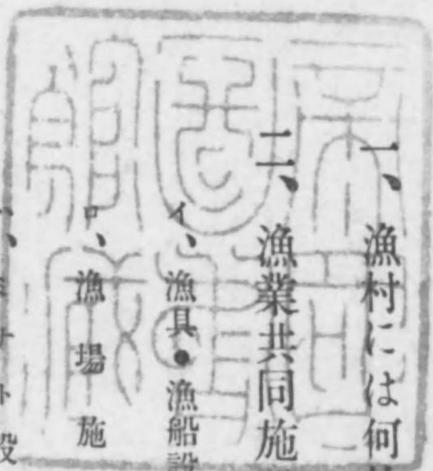
二、漁業共同施設は漁村に於て如何なる役割を爲すか..... 六

イ、漁具・漁船設備..... 七

ロ、漁場施設..... 七

ハ、ミナト設備..... 九

ニ、販賣設備..... 一一



ホ、各種作業場	二四
ヘ、保藏設備	一五
ト、購買設備	一六
チ、交通設備	一七
リ、給水設備	一八
ヌ、救難設備	一九
ル、慰安設備	二〇
三、共同施設の選定と其の運営	二二
むすび	二六

漁業共同施設の話

はしがき

我が國に於ける漁村の維持振興を圖る爲に最も大切なる要件は、精神的には漁村民の「協同精神の發揮」であり、物質的には「共同施設の普及と此が適正なる運営」とでなければならぬと思ひます。而して此の二者は互に因となり果となり、密接不離

二
の關係に在るので、兩方を併せ説かざれば、趣旨の徹底を期し
難いのでありますが、茲では主として物質的方面即ち共同施設
の概要を述べることに致します。

一、漁村には何故に共同施設を必要とするか

漁業の多くは共同作業に依つて行はれ、漁業に必要な陸上
の諸設備は、我が國漁村の特殊な位置と地勢とに支配せられて、
此等を各個に施設することは至難であります。況や經濟的に不
振状態に在る現時の漁村では、共同施設に依る外はないと思ふ
のであります。元來共同施設は、其の種類極めて多く、此を施
設する主體との關係が一様でないことは當然であります。必
要の程度に依つて大體此を三つに分類することが出来ます。即

イ、單獨で爲すよりも經濟上一層有利である場合

ロ、單獨では實行困難であるか又は不可能である場合

ハ、其の施設の性質上より見て共同で施設することが適切である場合

ある場合

右の二項又は三項を兼ねる場合もあり得ることは勿論であります。イの場合には必ずしも漁村に限られたものでなく、廣く農山漁村に協同組合運動の鼓吹せられつゝある一大理由も、茲に存する譯で、漁村には特に此の意味の施設の多きことが要求せ

らるゝ點が他の農山村と異なる所であります。併し漁村には寧ろそれよりも、ロ及ハの場合とイロハの三者共に必要なる場合が極めて多く、此等共同施設なくしては今後漁村として立つことの出来ないものの多きは、我が國漁村の一大特徴と云ひ得ると思ひます。従來漁村と名のつく場所には、何等かの共同施設を有して居たのでありますが、變遷の甚だしき漁業及漁村の實情に副はざるに至り、一面漁村民の大多數は、到底此が改善又は新設の實行を、自力を以て爲すことが出来ないもので、此が爲に政府が重要漁村對策として、漁業共同施設の指導及獎勵を爲す

に至つたのであります。

要するに今後漁業の經營を改善して、其の圓滿なる發達を期せんとするには、共同作業を如何に合理化するかの問題を閑却し得ないと同時に、我が國漁村の維持振興を圖らんとするには、共同施設の選擇と其の運営とを如何にして適正ならしむるかの問題を除外することは出来ないと思つてあります。

一、漁業共同施設は漁村に於て如何なる役割を爲すか

イ、「漁具・漁船設備」——漁業に關する諸種の作業は、假令それ

が簡單なる釣漁業であつても、多數の者の共同又は合力に依らねば出来ないのが常態であります。従つて漁業の經營を今後一層有利に且つ漁村民の生活安定本位に改善せんとすれば、必然的に漁業を共同施設の經營に移すべきで、此に依り經營費は輕減し、能率は高まり、損失の負擔を分散し且つ危険を少くする結果を來たすのであります。

ロ、「漁場施設」——漁村民大多數の生活資源は沿岸・近海の漁場であります。其の漁場に於ては、近時荒廢し又は漁獲遞減等漁村民にとりては頗る憂慮すべき現象ありと叫ばれて居ります。

果してそれが我が國漁村の全部に亘る事象であるか、單に一時
 的の現象に過ぎないか又は其の損害程度如何等を吟味すること
 は暫く措き、資源の涵養、荒廢漁場の復興等の必要に迫られつ
 ゝある漁村の多きことは事實であり、その必要少き漁村に在り
 ても進んで漁場の合理的活用を爲すべきは漁村の維持振興上缺
 くべからざることであります。然るに其の漁場の殆ど全部は、
 陸上の土地の如く各個人單獨占有の場所でなく、自由操業の場
 所又は漁村民多數の入り會ひの稼ぎ場所即ち「入會漁場」であ
 るがため、此に對する諸施設も亦從つて個人的のものでは意義

を爲さず、漁場に關係を有する漁業者群の共同的施設でなけれ
 ばならぬのであります。而して水族は移動し勝ちのものであり、
 水域には天然の境界なきため、漁場に對する施設は善惡共に極
 めて廣汎に亘つて影響する事は忘れてはならぬ點であります。

ハ、「ミナト設備」——漁業の作業には、船と稱する特殊の設備
 が必要で、而もそれを一々自己住宅附近に安全に据置くことが
 出来ないのであります。船の安全又は手入等のための曳揚又は
 繫泊は勿論、漁獲物の陸揚、漁業用品の積込等も、海岸に沿うて
 爲されねばならず、その海岸にも到る所に適所のある譯でなく、

自然に場所が限られ而もそれには多額の経費を要する人工を施さねばならないのであります。故に到底資力乏しき漁村民各個に船曳場、船溜又は漁港を設置することの出来ないことは自明の理で、此の施設は團體又は國家の力に依るの外殆ど實行の途がないのであります。一度漁村に適はしきミナトの完成を見たる曉には、漁船の出入は其の度数を増し漁業能率は各方面に高まり、著しく人と船とが安全となり、魚價の適正なる向上、各種支出の輕減等をも招來し、其の漁村民に與ふる利益は甚大なるものがあり、實に漁村に於ける各種物的施設の基礎となり得

るものであります。

ニ、「販賣設備」——漁村民の漁獲物は次の如き漁村民にとりて

頗る重大な意義を有するものであります。即ち

其の一 保存力が極めて弱く而も陸に揚げて始めて商品としての價値を生ずる。

其の二 其の日其の日の生活を支へる唯一の資源であり、一種の資産である。

其の三 金融の目的物に供すべきものである。
右の内一の性質は、急速に陸揚し同時に販賣處理せなければ

ならないために、價格の取引に時を費すことが出來ず、多くは他人任せになり勝ちであり。二の點については、陸揚と販賣とが適正且つ圓滑に行はるゝと否とは、漁村民の生活に至大の影響を及ぼす結果を來たし。三の點につきては、往時の金融機關たりし「仕込問屋」が諸弊ありしたため、漁村より排撃せられて以來、此に代るべき現在の金融機關が仕込問屋の如く漁獲物を金融の目的物に供せざるため、他に資産を持たざる漁村民は、金融硬塞のまゝ、今日に至つて居るのであります。

以上の三大意義を考慮するときは、恐らく何人も漁獲物の販

賣施設が、漁村民の各個人又は他人に依りて行はるゝことの、妥當ならざること、に想到せざるを得ないこと、と思ふのであります。

而して此の施設は、漁獲物の配給機關たると同時に、漁村民の漁業収入の全部を一度掌握する關門であり、従つて漁村民各個の諸公課、諸負擔、購買施設の賣掛代金、又は他の共同施設の利用料金等の收納に極めて便利であります。故に漁業者團體が此の販賣施設を行ひ其の運営にして宜しきを得ば、啻に販賣の圓滑、公平なる魚價の維持、漁獲物の清淨、漁獲統計の確實

等直接の利益を齎すのみならず、重要性に於て上記以上ともいふべき資力乏しき漁村民のための金融及他の経済的諸施設實行の容易等、偉大なる効果を招來するものであります。

此の點より見て、漁業者團體の共同販賣施設は、他の各種施設の基礎たるべきもので、従つて他施設に先行すべきものでありと信ずるのであります。

ホ、「各種作業場」——漁村の多くは、其の地域極めて狭少であり、住宅の如きも多數密集して僅に家人が起居するに足り、偶廣い地域に位置を占めることがあつても、多くは砂濱で、陸上

の設備を爲すとも、所謂砂上の樓閣で安定しないのが常であります。故に漁具の製作、手入、保存、漁獲物の處理・加工等漁村民として缺くべからざる陸上の作業場を、農家の如く各個の住宅附近に設置することは殆ど不可能であります。故に共同作業場の設置は漁村の位置及地勢よりして必然的の要求であり、此がため各個の住宅又はミナトより多少の不便はありとするも此に依る利益として生産品の改良統一、有利なる販賣、生産費の軽減等を齎すことは今更云ふまでもないことと思ひます。

へ、「保藏設備」——漁獲物は其の保存力極めて弱く、大漁して

却つて損失を招く奇觀を呈し、或は當然勃興すべき水産製造業も原料たる漁獲物の豊凶常ならざるため其供給一定せず、ために事業の成立を見ざることも等の現象も尠くないのであります。漁村に共同施設として冷蔵庫の如き保藏設備の完整を見たる曉には、漁獲物、製造品又は餌料の保管及價格の維持向上は勿論、豊凶時に於ける漁獲物需給の調節・金融の圓滑、水産製造業の勃興等にも至大の効果を齎すことのあるべきを信するのであります。

ト、「購買設備」——漁村は多く僻遠の地に點在し、漁具、餌料

燃料、氷等漁業用の必需品と雖も其の購入には常に困難を伴ひ、不當なる高價を以て仕入れ、或は購入の時期を失し、時に供給杜絶の状態に至ることも尠なく、生活必需品でも同様であります。故に此等の必需品を共同にて購入し、或は多少の設備費及生産費を要することありても、進んで自給的に製造して自足の途を講ずる必要がある場合が相當多いのであります。

チ、「交通設備」——漁村は前述の如く不便の地多く、殊に島嶼に在りては通信、交通等の國家的文化施設の恩恵に浴すること薄く物資の供給、漁獲物其他生産品の販賣等に不利不便甚だし

く、豊漁時に漁獲物を腐傷せしめ、生活及漁業に要する必需品の供給が杜絶すること尠しとしないのであります。かゝる漁村に於て各個人の施設し難き通信、運搬、交通路等を共同に施設することは、漁獲高の増加に勝るの利益を得ることあるべきを閑却してはならないと思ひます。

リ、「給水設備」——漁村は多く、岩礁、斷崖、砂濱等の地帯に位置を占めるため、清浄なる淡水に乏しく、それがために出漁を制限せられ、漁獲物の處理・加工等の事業を阻止せられ、時季に依りては生活に必要な飲料水をも、此を得るに困難するこ

とが尠くないのであります。かゝる場所に在つては、各戸に設置する井水と雖も他地方に比して、著しく多額の經費を要するのは勿論であります。故に共同の給水設備を設置するときは、獨り生活上の安定を得るに資するのみならず、漁業の能率を高め、漁獲物の製造加工業の振興を促し或は漁業用製氷事業の實施を容易ならしめる等其の漁村に及ばず効果は頗る甚大なるものがあるのであります。

又、「救難設備」——漁村民の多くは、常に小舟に乗り組み、荒海で作業するため、不斷に生命財産を危険に晒し、陸上産業の

如く生業の安定を得難く、時に屢々不慮の災難を被る場合尠し
 としないのであります。此が豫防又は遭難救助につきては我が
 國古來の相互扶助の良風美俗ありと雖も、その組織及設備共に
 近代の漁業に適はしからず、さりとして此を各個に施設すること
 は、經濟上人なる無駄があり、運営上適切でないものがありま
 す。此の施設はその性質上當然漁場を共通に利用する數ヶ漁村
 の共同施設として實施し、速に全沿岸に普及せしむべきものと
 思ふのであります。

ル、「慰安設備」——漁業従業者は、長時間風浪荒き海上に在り、

而も二六時中殺生行爲を續け、其ために精神は稍變態的となり、
 文化に親しむ機會少く、此が影響として、動もすれば粗野放漫
 に流れ、經濟觀念に疎くなり、海上より歸村したる際、心身を
 消磨するが如き娛樂に走る傾向なしとしないのであります。か
 くの如きは漁村民をして社會的地位を低下せしめ、漁村をし
 て漸次荒寥の巷に化せしむる虞が多分に在ると思ひます。故に
 漁業従業者に對しては陸上に在る間に、出來得る限り清淨なる
 慰安と娛樂とを與へ、以て人格の常態化を圖り且つ明日の活動
 に役立つべき精力の蓄積を爲さしむべき必要があるのでありま

す。然るに從來一般に此の種施設の必要性を認識する者尠く、漁村に在りても亦閑却せられ勝ちである實情であります。上述の意味の慰安娛樂は、各自の家庭に於て爲さるべきは勿論であります。尙共同施設として一層有効適切のものを設置するの必要を痛感するものであり、他の経済的の諸施設に比し優るとも劣らざる重要性を有するものと信ずるのであります。

三、共同施設の選定と其の運営

漁村に必要な共同施設の種類の頗る多きことは既に述べた

通であります。漁村の形態も亦千種萬様であります。従つて種類の選定も一樣に律することは不可能で、よく現地に於ける位置、地勢、漁業状態、環境及漁村の経済状態等を考察し、輕重緩急の程度に應じ實施の順位を定むべきであります。然し、づれの漁村に在りても共同的に最も重要にして且つ基礎的の作用をなすものは、ミナト設備と販賣設備との二者であり、此の二施設の完成に依りて、其の他の施設は自然に其の實施を促され又は其の實施を容易ならしむることが出来るのであります。次に共同施設の選定と其の運営との要領を總括的に列挙すれば

一、漁村氏の大多数が共同して利用し又は日常普遍的に福利を享受し得るものを先きに選ぶこと。

一、他施設の基礎となり得るものは速に実施すること。

一、漁村経営本位に諸施設の綜合計畫を樹立し此に基づきて実施すること。

一、施設の種類と施設主體とはよく調和せしめ、特に系統團體に依りて施設の効果を増大せしむる事に努むること

一、他漁村との對立抗爭を排し此等との協力に依り施設の効果を大ならしむると共に共存共榮の實を擧ぐること。

一、設備は徒に輪奐の美を誇り又は他を模倣する等のことなく共同施設たるの實を擧ぐるやう運営第一主義に依ること

一、設備の實施に當りては、設置する場所の自然を極力利用すること。

一、漁村の經濟力を考慮し、不當なる負擔を漁村にかけざること。

一、設備完成後は其の維持保存に努め、尙利用の増進を怠らざること。

一、共同施設を以て漁村の民心結束の核心たらしめるやう努めること。

むすび

以上述べたる通り漁業から共同作業を除けば産業としての漁業なく、漁村から共同施設を奪ふときは、眞に我が國に於ける漁村としての存在がなくなると云つても過言でないと思ひます。漁業共同施設が如何に漁村にとりて重要なものなるかは右に依つて略々明瞭となつたことゝ信じます。

◇輯二十第書叢善改營經
話の設施同共業漁

▽禁無斷轉載△

昭和十三年二月八日印刷
昭和十三年二月十五日發行

非賣品

編輯兼 社団法人 全國漁業組合協會
發行人 法人 東京市赤坂區溜池町一番地
印刷所 東水印刷所
印刷人 廣安與三右衛門
東京市麴町區麴町三丁目十二番地

所込申

東京市赤坂區溜池町一番地
社団法人 全國漁業組合協會
振替口座番號 東京一五六四三番
電話・赤坂(48)五一〇四番

漁村

修養と娯樂を兼ねた 組合運動の大衆指導雜誌

月刊

漁業組合運動の一つの重大な目標は運動の大衆化といふこととであります。本誌はこの目的の爲に編輯された唯一の大衆指導雜誌であります。従つて内容は極めて平易に、娯樂と趣味の横溢した記事を盛つて、興趣のうちに自然に協同意識を體得し得るやう努力が拂はれてゐます。漁業組合運動に關係ある青年は固より一般大衆の必讀すべき雜誌であります。なほ

▼團體購讀の斡旋者に奨勵金を交付

「漁村」普及の意味から一ヶ月間に年極め讀者十人以上の團體購讀を斡旋された方に奨勵金を差上げます。奨勵金は一讀者一ヶ月分につき三十錢の割合ですが購讀料分納の際は一ヶ月分完納後、前金の際は即時交付します。

▼本會々員には漁村を無料配布

全國漁業組合協會々員には「漁村」を無料配布することになりましたから、この特典を御利用願ひます。本會入會希望者は御照會あり次第關係書類を差上げます。

定部 十八錢
一ヶ月 二圓
前年 二圓
送料は本會員は
お拂込はなるべく振替
口座を御利用願ひます

東京市赤坂區溜池一丁目番地

全國漁業組合協會

法人團體

電話・赤坂(48)一五〇四番
振替口座・東京一五八三三番

終